

石川県公報

平成27年2月24日
第12776号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示

- 県統計調査の実施 (環境政策課) 1
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) 1

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 2

告

示

石川県告示第63号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成27年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
環境意識や環境行動などに関する調査
- 県統計調査の目的
環境を巡る県内・国内情勢の変化や新たな環境施策の展開を踏まえ、環境の保全に関する施策の一層の推進及び今後の環境施策の方向性の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
 - 県内に居住する満20歳以上の男女のうち無作為抽出により選定されたもの
 - 県内に所在し従業員が10人以上の事業所のうち無作為抽出により選定されたもの
 - 県内に所在する環境保全活動団体のうち無作為抽出により選定されたもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
ア 県民の環境意識や環境行動に関すること
イ 企業の環境意識や環境行動に関すること
ウ 環境保全活動団体の環境意識や環境行動に関すること
 - 基準となる期日又は期間
平成27年2月26日(木)から同年3月16日(月)まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定されたもの
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定されたものに対して、郵送で調査票を配付し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
平成27年2月26日(木)から同年3月16日(月)まで

石川県告示第64号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成27年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

西海第3加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町稲敷子の38番地 砂走 俊六

羽咋郡志賀町酒見河原147番地 岩尾 忠司

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神及び富来地頭町の区域に限る。）

(3) 区分

大型定置漁業又は総トン数3トン以上の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年2月1日

公 告

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成27年2月25日から平成27年3月25日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年2月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
五十里・黒川地区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (耕 作 放 棄 地 防 止 型)	県営土地改良事業計画書の写し	能 登 町 役 場
柳 田 南 部 地 区	〃	〃	〃